

日本赤十字社神奈川県支部 赤十字防災セミナー開催要領

1. 目的

赤十字防災セミナーは、地域住民の防災・減災に関する知識・意識・技術の向上、地域において災害時に応急対応にあたるリーダー層の育成やコミュニティ形成への寄与などを目的として日本赤十字社神奈川県支部（以下、「支部」という。）が指導者（防災教育事業指導者）を派遣して開催するものです。

2. カリキュラム

(1) 本セミナーのカリキュラムは次のとおりです。

カリキュラム名	形態	内容	所要時間
ア. 災害への備え	講義	実例を通して災害について知るとともに、平時から準備すべきことを理解する。	30～60 分
イ. 読み物による過去の災害の追体験 (エスノグラフィ)	演習・グループワーク	大規模災害の被災者の経験談を通じて、被災の具体的なイメージを理解し、災害への備え・心構えを考える。	120 分程度
ウ. 地域防災マップづくり (D I G)	演習・グループワーク	自分の住む地域での災害発生の危険性や防災資源を把握・理解し、個人や地域で行うべきことを考える。	120 分程度
エ. 家具安全対策ゲーム (K A G)	個人・ペアワーク	地震で起こる被害をどのように減らすか、自宅（部屋）の平面図を描くことにより、危険な場所を把握し、自らが家具の安全対策の必要性を理解する。	30 分程度
オ. ひなんじょたいけん	演習・グループワーク	大地震における避難所生活の一部をイメージした避難所を作るカードゲームを通して、避難所運営者の目線ではなく「避難者の目線で心がける事柄」のように避難所における「自助」、「共助」の力の向上を支援すること。	90 分程度
カ. 大雨・台風の避難スイッチ	個人・グループワーク	大雨・台風時のキケンを「自分ごと」として捉え、自身が住む地域の災害リスクを理解したうえで、適切な避難行動できるようになること。	60 分程度
キ. おうちのきけん (小学5・6年生対象)	個人ワーク	地震による「おうちの中のキケン」を理解したうえで、いのちを守るための家具の安全対策について考える機会を提供する。	45 分程度

(2)開催を希望する団体の主催者（以下、「主催者」という。）は、次の組み合わせからセミナー内容を選択してください。

- ①ア．災害への備え（30～60 分）
 - ②ア．災害への備え＋イ．読み物による過去の災害の追体験（合計 150 分程度）
 - ③ア．災害への備え＋ウ．地域防災マップづくり（合計 150 分程度）
 - ④ア．災害への備え＋エ．家具安全対策ゲーム（合計 60 分程度）
 - ⑤ア．災害への備え＋オ．ひなんじょたいけん（合計 120 分程度）
 - ⑥ア．災害への備え＋カ．大雨・台風の避難スイッチ（合計 90 分程度）
 - ⑦キ．うちのきけん（小学 5・6 年生対象）（45 分程度）
- ※上記以外の組み合わせについては応相談。

3. 受講対象者

本セミナーの対象者は、原則として地域住民を対象とし、町内会・自治会から小学校区程度を事業展開の基本区域とします。

4. 申請から開催までの流れ

- (1)主催者は、開催を希望する日の 2 ヶ月前の末日までに「赤十字防災セミナー開催申請書」（様式 1）を支部に提出してください。
- (2)最少催行人数は原則として 10 人とします。
- (3)申請を受理した支部は、当該月に開催する全セミナーをまとめ、それぞれ派遣する指導者を選定します。
- (4)カリキュラムの内容によっては、主催者による資料の作成等事前準備が必要となる場合があります。
- (5)開催を中止する場合、土日祝日を除く 3 営業日前までに必ず支部にご連絡ください。
また、災害や荒天、感染症の流行等により、受講者及び指導者の安全が確保できないと思われる場合は、支部の判断で開催を取りやめる場合があります。

5. 開催に係るそれぞれの役割

- (1)主催者は、以下の役割を担います。
 - ア．会場の準備
 - イ．参加者の把握
 - ウ．支部との打ち合わせ
 - エ．プロジェクター・パソコン・スクリーン等の必要備品の準備
 - オ．配布資料の印刷
 - カ．地域防災マップづくりに必要な地図の準備
 - キ．支部から借用した物品の返送及び返送料の負担
- (2)支部は、以下の役割を担います。
 - ア．指導者（うち 1 人を主任指導者として）選定及び派遣に係る実費弁償
 - イ．主任指導者との連絡調整
 - ウ．支部から貸与する物品の配送及び配送料の負担
- (3)主任指導者は、以下の役割を担います。
 - ア．その他指導者と事前に打ち合わせを実施し、当日の役割分担や必要情報を共有
 - イ．支部との当日指導にかかる事前調整（連絡窓口）
 - ウ．セミナー当日の中心的指導
 - エ．赤十字防災セミナー実施報告書（様式 2）の提出（支部へ 1 週間以内）

附 則

- この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。
- この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行します。
- この要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行します。